

平成23年7月15日

函館地区協会登録審判員 各位

函館サッカー協会審判委員会
委員長 佐藤 豊

2011年サッカー／フットサル競技規則の改正について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記につきまして(財)日本サッカー協会より通達が参りましたので添付にてお知らせします。本協会としましては、本通達を8月1日施行とします。また、競技規則以外の改正につきましても新たな通達を添付いたしますので、ご確認をいただきますようお願い申し上げます。競技中の飲水については、あくまでも会場の使用許可を得た場合に限りスポーツドリンクを摂取できるものであり、各チームが独自の判断で準備することは認められておりませんので、ご承知おきいただければ幸いです。

ご不明、ご質問がございましたら当審判委員会までお問合せ下さい。

何卒よろしく願い申し上げます。

敬具

資料添付

- ・2011年6月10日付、日サ協第110021号 (財)日本サッカー協会からの通達
「2011年サッカー競技規則の改正について」
- ・2011年6月28日付、日サ協第110028号 (財)日本サッカー協会からの通達
「2011年フットサル競技規則の改正について」
- ・2011年7月5日付 (財)日本サッカー協会からの通達
「呼称(アディショナルタイム)の変更について」
- ・2011年5月31日付 (財)日本サッカー協会からの通達
「サッカー競技中の飲水について(通達)」

問合せ先

函館地区サッカー協会審判委員会 事務局 長谷 拓

TEL 090-6697-5491 E-mail hakodate-referees@hotmail.co.jp